三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡泰阜村九〇二二の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県諏訪郡富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。
富士見町（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
富士見町（次の図に示す部分に限る。）
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県諏訪郡富士見町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
富士見町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省
環境省
経済産業省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月十五日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

一　名称　南日本酪農協同株式会社
二　住所　宮崎県都城市姫城町三十二街区三号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	八〇〇ミリリットル	四四〇グラム	牛乳用	厚生省農林水産省告示第二号通商産業省図第三のとおり

一　名称　グリコ乳業株式会社
二　住所　東京都昭島市武蔵野二丁目十四番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	厚生省農林水産省告示第二号通商産業省図第八及び図第九のとおり

一　名称　キリンビバレッジ株式会社
二　住所　東京都千代田区神田和泉町一番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	三四八グラム	炭酸飲料用	厚生省農林水産省告示第二号通商産業省図第二十六のとおり

一　名称　サントリー株式会社
二　住所　大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番四十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	三六〇ミリリットル	二七二グラム	清涼飲料用	厚生省農林水産省告示第二号通商産業省図第三十一のとおり